

○松本市文書館運営協議会設置要綱

平成11年3月9日

告示第53号

(目的)

第1条 この要綱は、松本市文書館（以下「文書館」という。）の円滑な運営を進めるに当たり、広く利用にあたっての意見、提言等を聴くため、松本市文書館運営協議会（以下「協議会」という。）を設置することについて必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事項)

第2条 協議会は、文書館の運営に関することについて意見、提言等を行う。

(組織)

第3条 協議会は、委員6人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は会長が必要に応じて招集し、会議の議長は会長が務める。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、総務部行政管理課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成11年3月9日から施行する。